

消費者ホットライン

ゼロ・ゴ・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを
0570-064-370

各地の消費生活センターなど、
 身近な消費生活相談窓口をご案内します。

以下の相談窓口でも受け付けております。

経済産業省消費者相談室
03-3501-4657

北海道経済産業局消費者相談室
011-709-1785

東北経済産業局消費者相談室
022-261-3011

関東経済産業局消費者相談室
048-601-1239

中部経済産業局消費者相談室
052-951-2836

近畿経済産業局消費者相談室
06-6966-6028

中国経済産業局消費者相談室
082-224-5673

四国経済産業局消費者相談室
087-811-8527

九州経済産業局消費者相談室
092-482-5458

沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室
098-862-4373

起きてます

3. 一度引き渡すと、原状回復は難しい
 返してもらおうと思ったら、もう溶かしたと返事が……。



4. クーリング・オフができなかった
 契約後、すぐクーリング・オフを申し入れたが、「買い取りの場合はクーリング・オフできない。」「キャンセル料がいる。」と言われた。



解決するには？

売る前にもう一度、考えましょう

訪問購入には ルールがあります

特定商取引法の一部が改正になります



こんなトラブル

1. 悪質な勧誘

- ・突然の訪問による強引な買取りの勧誘。
- ・断ってもしつこい。
- ・「着物を買う」と電話がかかってきたが、実際は「指輪を売ってくれ」と言われた。



2. 契約内容や事業者の連絡先が分からない

- ・売ったものを返してほしいけど、連絡先が分からない。
- ・何を買い取られたのか記憶があいまいになってしまい、事業者と交渉しにくい。



1. 不招請勧誘の禁止

- ・訪問購入では飛び込みの勧誘はできなくなりました。消費者から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止となります。
- ・また、しつこい勧誘や、買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止となります。



2. 書面の交付

事業者への連絡先及び物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面が交付されます。



3. 引渡しの拒絶

クーリング・オフ期間中(2.の書面交付から8日以内)は物品の引渡しを拒むことができます。また、事業者は迷惑を覚えさせるような方法で引渡しをさせること等も禁止されて






4. クーリング・オフ

クーリング・オフ制度により、2.の書面を受け取ってから8日間は無条件で契約の解除が可能です。また、クーリング・オフ期間中に事業者が物品を第三者に引き渡してしまった場合、その情報が事業者からすぐ通知されます。



ただし、以下の物品と取引態様は規制の対象になりません。

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 
自動車
(2輪のものを除く。) | 
本、CDやDVD、
ゲームソフト類 | 
家具 | 
有価証券 | 
家電
(携行が容易なものを除く。) |  |
|---|---|---|---|---|---|
- ※再勧誘の禁止等、一部規制はかかります。